

平成 24 年 5 月 10 日

連結・特別目的会社専門委員会の検討状況について

1. 検討経緯

- 連結プロジェクトでは、我が国の連結の範囲に関する会計基準について検討を行っている。平成 21 年 2 月には「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表し、支配の定義や特別目的会社(以下「SPE」という。)の取扱い等の論点を取り上げた。
- 平成 23 年(2011 年)5 月、IASB から IFRS 第 10 号「連結財務諸表」等の一連の連結に関する会計基準¹が公表されている。IFRS 第 10 号では、連結の基礎として、支配に基づく単一の連結モデルを定めており、平成 25 年(2013 年)1 月 1 日以降開始事業年度から適用が予定されている(海外動向については別紙 1 参照)。
- 連結・特別目的会社専門委員会では、このような状況を踏まえ、連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか²、すべての会社を対象とするかを検討するため、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号の差異を把握し、IFRS 第 10 号の考え方を仮に採用した場合の影響度合いなどの分析を行うこととしている(第 226 回(平成 23 年 6 月 16 日)の委員会において審議)。
- これまで当専門委員会では、次の項目を中心に取り上げ、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号等の取扱いとの比較検討等を行ってきた。
 - 議決権の過半数に満たない場合の取扱い(事実上の代理人の取扱いを含む)()
 - 潜在的議決権()
 - 議決権が支配の決定的要因とならない場合の取扱い(いわゆる SPE の扱い)
 - 代理人の取扱い
 - 共同支配の取決め(IFRS 第 11 号)()
 - 開示(IFRS 第 12 号)()第 229 回～第 232 回の委員会において審議(別紙 2 参照)。
- 今回は上記のうち、事業を営む典型的な企業以外の企業に係る、代理人の取扱いの論点を取り上げる(なお、次回以降に上記 も検討予定)。

¹ IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、改訂 IAS 第 27 号「個別財務諸表」、改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」が同時に公表されている。

² 論点整理第 22 項から第 24 項参照。

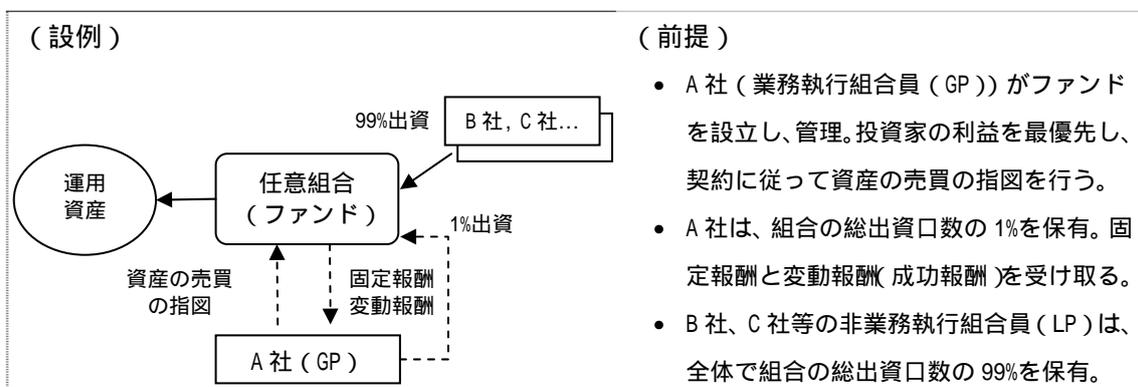
２．代理人の取扱い

（本論点に関わる背景）

- IFRS 第 10 号による主な変更と日本基準との主な相違点は以下のとおりである。

IAS 第 27 号と SIC 第 12 号	IFRS 第 10 号	日本基準
<ul style="list-style-type: none"> ● パワーが代理人に委譲されている場合についての特有の指針はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特有の適用指針を提供。 ● 代理人の判定に際し、4 つの要因（後述）を含む、投資先に関与する他の当事者等との間の全体的な関係を考慮して判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 代理人の評価に関する同様の明示的な定めはない。

- 代理人の取扱いは、投資先がいわゆる SPE やファンドの場合など、複数の当事者が関わり、当事者間のパワーとリターンの関係が明らかでない場面に特に関係する³。
- 例えば、民法上の組合を用いてファンドを組成した場合にその業務執行組合員（GP）が連結すべきかどうか、といった論点が一般的であるが、日本基準では、基本的には、業務執行者が組合の業務の執行を決定できる場合には⁴、当該組合は、業務執行者の子会社とされる（実務対応報告第 20 号 Q1）。



- 上記の設例では、A 社（GP）が組合を子会社とすべきかどうかの判断は A 社が本人か代理人かの評価の仕方により変わる可能性がある。

³ これに対し、事業を営む典型的な企業の場合、保有株式を通じ、パワーとリターンの関係は比較的明らかといえ、代理人の取扱いは基本的には大きな論点とはならない。

⁴ 当該組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合（業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずる業務であることが明らかであると認められる場合など）には、子会社に該当しない（Q2）。また、子会社に該当しても、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある場合は、連結の範囲に含めない（Q5）。

- 平成 23 年（2011 年）3 月の SPE の取扱いに関する短期的対応による企業会計基準第 22 号等の改正過程では、代理人の取扱いに関して次のような意見が寄せられていた⁵。
 - ✓ 現在の会計基準では代理人の取扱いが明確ではないため、それも含め、特別目的会社に対する支配力基準の具体的な適用をコンバージェンスの過程で検討すべき。
 - ✓ この改正で、多様な取り組み形態があるアセットマネジャーや出資者等に、支配力基準を用いて連結判定することになるため、今後、「代理人問題」等を含む明確で具体的な支配力基準に関する適用ルールを議論し整備すべき。
- ただし、代理人の取扱いは、支配力基準の適用に際し、広く影響が及ぶ可能性があることから当該改正では取り扱われず、引き続き見直しを検討していくこととされた。

… また、検討の過程では、特別目的会社等への支配力基準の具体的な適用に加え、現在の会計基準では必ずしも明確ではない、他人のために企業の行動を指示するような代理人の扱いについても同時に見直すべきとの意見があった。当委員会では、それらの検討は、IASB で開発中の連結財務諸表に関する会計基準とのコンバージェンスの中で行うことが適当であると考えており、また、代理人の扱いは、同取扱いの対象に限らず広範に影響が及ぶ可能性があることから、今回の改正では取り扱わないこととされたが、平成 23 年改正会計基準の公表後、それらの検討も含め、会計基準のコンバージェンスの観点から、引き続き、特別目的会社に関する連結の範囲の取扱いの見直しを検討していく予定である。（改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 49-6 項）

（IFRS 第 10 号の取扱い）

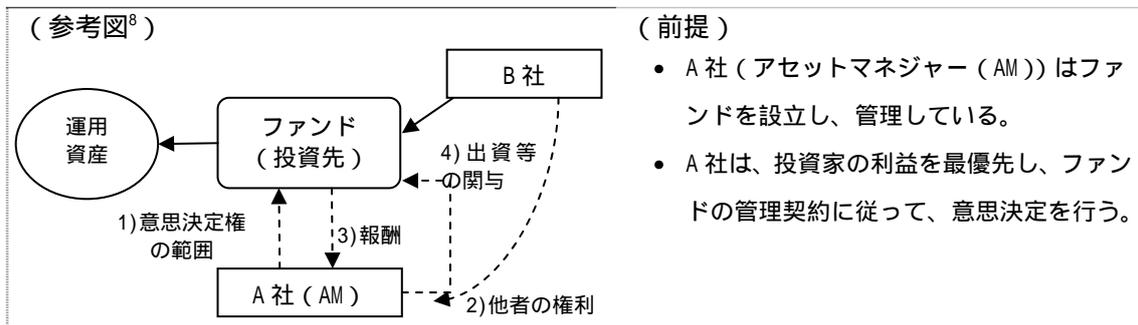
- IFRS 第 10 号では、単一の「支配」概念がすべての企業に対して適用される。「支配」概念は、パワーと経済性（変動リターン）に加え、それらの関係（自らが得る経済性に影響を及ぼすようパワーを使えること）を要素としており、代理人関係の評価の要素が支配の判定に組み込まれている。
- 意思決定者（アセットマネジャーなど）は、自身（A 社）と、投資先（ファンド）及び投資先に関与する他の当事者（B 社）との間の全体的な関係を考慮する必要がある。その際、次のすべての要因の評価が必要となる⁶。

1) 意思決定権限の範囲	}	パワー
2) 他の当事者が保有する権利（解任権 ⁷ などのがあるか）		
3) 意思決定者の報酬	}	経済性
4) 投資先のリターンの変動性に対するエクスポージャー		

⁵ 論点整理に対しても同様の意見などが寄せられている。詳細は参考資料 1 を参照。

⁶ なお、解任権に関する特有の取扱いを除く（後述 6 参照）。また、単に自らの意思決定により他の当事者（B 社）が便益を受けるというだけでは、代理人とはならないとされている（B58 項）。

⁷ 解任権（removal rights, kick-out rights）とは、「意思決定者から意思決定の権限を剥奪する権利」である（IFRS 第 10 号付録 A 参照）。



- IFRS 第 10 号では、この評価に関する設例を提供している（別紙 3 で一部を抜粋）。具体的な適用に際しては、投資家等の解任権はどのような場合に実質的な権利となるか、報酬額の規模や変動性、出資等の程度や内容をどのように考慮するか、それらをどのようにウェイト付けするか、などで判断が必要となり、論点となる。

（米国の動向）

- 米国でも代理人の取扱いの導入が現在検討されている。
2011 年 11 月、FASB は、代理人分析に関する公開草案⁹を公表し、IFRS 第 10 号と同様の取扱いを連結基準に取り入れることを提案している（ただし、範囲は、パートナーシップや変動持分事業体（VIE）に限定され、一般事業会社には適用されない）。

（ディスカッション・ポイント）

- 代理人の取扱いの整備の必要性に関してこれまで寄せられている意見も踏まえ、次のような点についてご意見を伺いたい。

- ✓ IFRS 第 10 号のような定性的評価の方法を基礎として代理人の取扱いの検討を進めることは適当か。
- ✓ 今後の検討にあたって、留意すべき点はあるか。

⁸ IFRS 第 10 号の適用例をもとに、一部修正して作成。

⁹ 2011 年 11 月、FASB は、会計基準更新書（ASU）案「連結（Topic 810）：本人・代理人の分析」を公表している（コメント期限は 2012 年 2 月 15 日）。

別紙１ 連結の基準に関する海外動向

- | | | |
|--------|--------------|-------------------------------------|
| （IASB） | 平成 23 年 8 月 | 「投資企業」ED 公表。連結の例外の導入を提案。 |
| | 10 月 | IFRS 第 10 号等の影響度分析資料（スタッフ資料）を公表。 |
| | 11 月 | 「経過措置ガイダンス」ED 公表。IFRS 第 10 号の修正を提案。 |
| | 平成 24 年 2 月 | IFRS 第 10 号等の発効日を延期しないことを決定。 |
| | 4 月 | 投資企業の再審議開始。（最終化時期未定） |
| （欧州） | 平成 23 年 12 月 | IFRS 第 10 号等の発効日の延期を IASB に要望。 |
| | 平成 24 年 2 月 | IFRS 第 10 号、第 11 号に関するフィールドテストを実施。 |
| | 3 月 | エンドースメントアドバイスを EC に提出。1 年適用延期を助言。 |
| （米国） | 平成 23 年 2 月 | 一般事業会社の連結モデルを変更しないことを暫定決定。 |
| | 10 月 | 「投資会社」ED、「投資不動産企業」ED を公表。 |
| | 11 月 | 「本人・代理人分析」ED を公表。IFRS 10 同様の基準を提案。 |
| | 平成 24 年 4 月 | 投資企業、代理人分析の再審議開始。 |

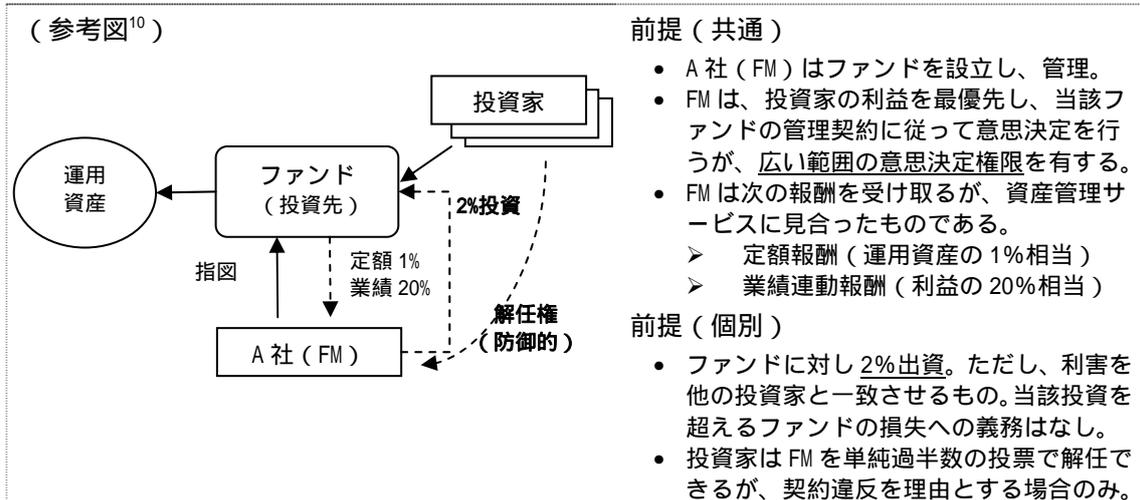
別紙２ 連結・特別目的会社専門委員会のこれまでの主な審議事項（平成 23 年～24 年）

日程	主な審議事項
第 216 回委（1/12）	・ SPE の取扱いに関する検討
第 65 回（2/21）	・ 認識の中止に関する検討
第 221 回委（3/17）	・ SPE の取扱い - 改正「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表承認
第 66 回（5/31）	・ 今後の進め方 ・ IASB 公表基準の概要（IFRS10, IFRS12）
第 226 回委（6/16）	・ 今後の進め方
第 67 回（6/27）	・ IASB 公表基準の概要（IFRS11） ・ 支配概念の具体的な適用（概要、議決権が過半数に満たない場合）
第 68 回（7/20）	・ 支配概念の具体的な適用（潜在的議決権ほか）
第 229 回委（7/29）	・ 支配概念の具体的な適用（議決権が過半数に満たない場合）
第 69 回（8/4）	・ IASB 公表基準の概要（IFRS11）適用例検討 ・ 支配概念の具体的な適用（いわゆる SPE）
第 230 回委（8/26）	・ 支配概念の具体的な適用（潜在的議決権）
第 70 回（8/31）	・ IFRS12 の開示規定（具体例）の検討
第 231 回委（9/21）	・ IFRS11 共同支配の取決めの検討
第 71 回（9/28）	・ 支配概念の具体的な適用（代理人の取扱い）
第 72 回（10/19）	・ 連結範囲：IFRS 第 10 号の取扱い（SPE 事例への当てはめ）
第 232 回委（10/20）	・ IFRS12 の開示規定（具体例）の検討
第 73 回（11/15）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 233 回委（11/18）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 234 回委（12/21）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 74 回（1/31）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応 ・ 連結範囲：IFRS 第 10 号の取扱い（SPE 事例への当てはめ）
第 237 回委（2/2）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第 240 回委（3/15）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第 75 回（4/23）	・ IFRS10, IFRS11, IFRS12 適用に関する海外の動向 ・ 代理人の取扱いに関する追加検討

別紙３ IFRS 第 10 号の適用に関する具体例

(1) 設例 1 (B72 項 事例 14A)

主な特徴：少額出資、解任権の内容（防衛的）

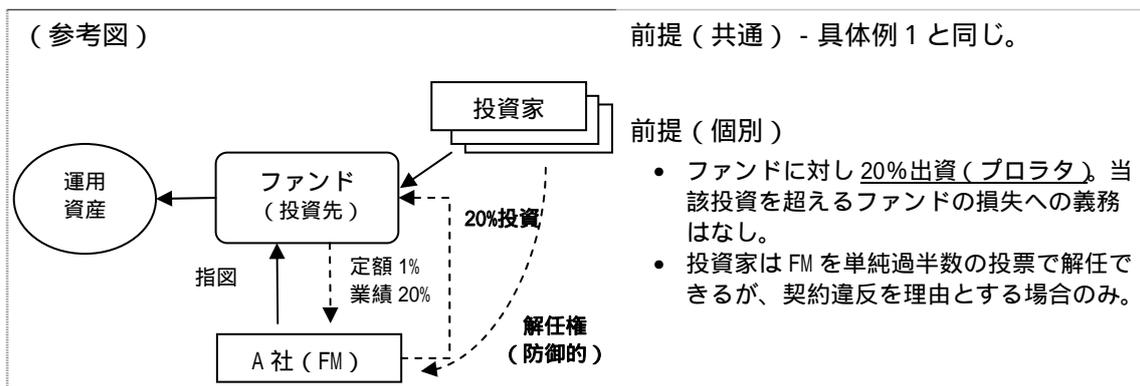


この例では、以下の理由から、A 社（FM）は代理人であり、投資先のファンドを支配していないと結論付けるとされている。

- 1) FM は広い範囲の意思決定権限を有するが、2% の投資は、FM が本人であることを示す重要なエクスポージャーを生み出さない。
- 2) FM の解任権は、契約違反の場合にのみ行使可能なものであり、防衛的な権利と考えられる。

(2) 設例 2 (B72 項 事例 14B)

主な特徴：一定の出資、解任権の内容（防衛的）



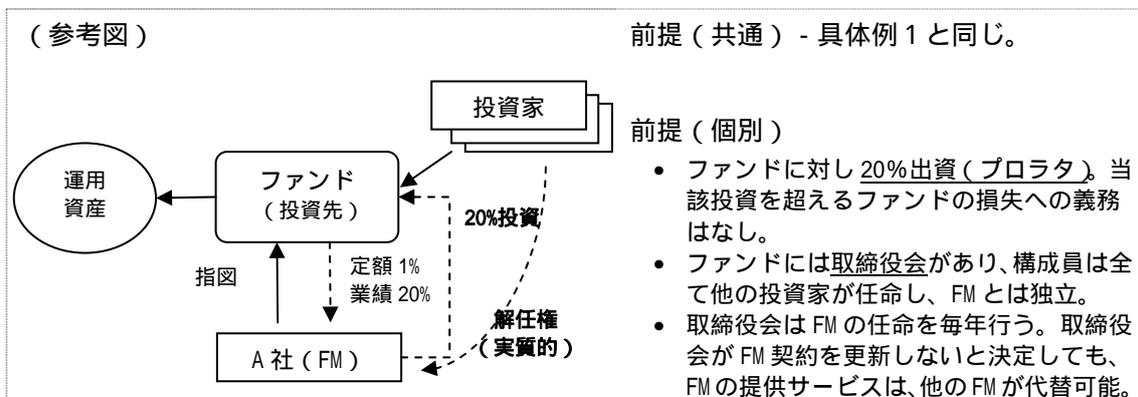
以下の理由から、A 社（FM）が本人となる可能性がより高くなり、場合によっては、ファンドを支配していると結論付けるのに十分とみなす可能性もあるとされている。

¹⁰ IFRS 第 10 号の適用指針の適用例（application example）をもとに、ASBJ スタッフが作成したイメージ図（以降の参考図についてすべて同じ）

- 1) FMの解任権は、契約違反の場合にのみ行使可能なものであり、防御的な権利と考えられる。
- 2) FMの報酬は提供サービスに見合ったものだが、20%の出資との組合せで、FMが本人であることを示す重要なエクスポージャーを生み出し得る。
- 3) FMの経済的関与の影響度と関与に関連する変動性がより大きいほど、分析において、FMがそれらの関与をより重視することになり、FMが本人となる可能性がより高くなる。
(なお、投資水準が異なる場合でも、状況が異なれば、支配が生じる可能性がある。)

(3) 設例3 (B72項 事例14C)

主な特徴：一定の出資、解任権の内容（実質的）



この例では、以下の理由から、A社（FM）が代理人となり、ファンドを支配していないと結論付けるとされている。

- 1) FMの報酬は提供サービスに見合ったものだが、20%の出資との組合せで、FMが本人であることを示す重要なエクスポージャーを生み出し得る。
- 2) しかし、取締役会がFMを解任する仕組みを提供しているため、投資家が実質的権利を有す。
- 3) この例では、実質的な解任権の方が分析上重視される。FMは広い範囲の意思決定権限を有し、持分と報酬によりリターンの変動性に晒されているものの、他の投資家が保有する実質的な権利によって、FMが代理人であることを示唆している。

別紙４ 専門委員会における検討状況

- 代理人の取扱いに関する専門委員からの主な意見（第 71 回、第 74 回連結・特別目的会社専門委員会の審議から抜粋）

- ✓ 代理人の取扱いはファンド全体に大きなインパクトがあり、ガイダンスなどを十分に示す必要がある。
- ✓ 現行の我が国の基準で不明確な 0% 連結や AM のインセンティブ報酬の論点については、取扱いはわかりやすくなっているといえる。ただし、定性的評価が難しい面もある。例えば、不動産ファンドにおいて解任権が実際に機能するような場面も考えにくく、不動産売買などでの権限の範囲の判断も難しい。また、他の関与などを考慮することで、連結範囲が広めになる可能性を懸念する。
- ✓ 契約の内容、要素の組合せ次第で結論が変わってくることもあり得る。例えば、解任権がどこまでであれば実質的な権利といえるかは非常に判断が必要。報酬と他の関与は経済的に連動しており、組合せ方を調整できてしまうともしえる。
- ✓ 上記のほか、例えば次のような場合について具体的にどのような取扱いとなるかが難しいとの意見もあった。
 - AM の契約内容の相違の取扱い（投資一任契約か投資助言契約かなど）
 - レンダーの権限の取扱い（例えば、信用事由の発生時に物件売却等の権利がレンダーに移転する場合など）
 - 意思決定者報酬がアームスレングスの報酬といえるかどうかの判断
 - 「理由なしに解任できる」という場合の範囲（パフォーマンスが悪く解任する場合が該当するかなど）
 - 代理人が存在する場合で、複数の投資家がいる場合の本人の判定
 - 上場 REIT の場合
 - 信託業務を請け負っている信託会社への適用